

## 第1節 公共施設等の復旧計画

被災した公共施設の復旧は、単なる原形復旧にとどまらず、再度の被害の発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度等を十分に検討して必要な施設の新設又は改良を積極的に実施するとともに、関連事業との調整を図り、災害復旧の効果が十分発揮できるよう考慮するものとする。

### 第1 災害復旧事業計画

被災箇所は、原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上、改良を要すると認められる箇所については、検討のうえ、復旧計画を樹立する。災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
  - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業
  - (2) 道路公共土木施設災害復旧事業
  - (3) 単独災害復旧事業
    - ア 河川災害復旧事業
    - イ 道路災害復旧事業
- 2 都市災害復旧事業
  - (1) 街路災害復旧事業
  - (2) 都市排水施設災害復旧事業
  - (3) 公園等施設災害復旧事業
  - (4) 堆積土砂排除事業
- 3 農業水産施設災害復旧事業
- 4 農業土木施設災害復旧事業
- 5 上水道災害復旧事業
- 6 下水道災害復旧事業
- 7 住宅災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 10 その他事業

## 第2 道路施設

道路管理者は、道路、橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、主要幹線から復旧を行い、その他応急措置に必要な路線を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- (1) 道路の陥没又は欠損により交通が不可能又は著しく困難であるもの。
- (2) 道路の陥没又は欠損で、これを放置することにより二次的被害を生ずるおそれがあるもの。

## 第3 河川

河川管理者は、河川が地震及び洪水等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、効果的な復旧を行うものとする。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- (1) 堤防、護岸・河川の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- (2) 堤防、護岸等の決壊で破堤の恐れのあるもの。
- (3) 河川の流水の疎通を著しく阻害するもの。
- (4) 護岸及び水門等の全壊または半壊で、これを放置することにより著しい被害を生ずる恐れのあるもの。

## 第4 教育施設

教育施設の復旧は、早期に正常な授業が行えるよう関係業者を動員して応急復旧工事を行い、その後恒久的な建築の基本計画を検討のうえ、新改築工事を施行する。

## 第5 水道施設

水道施設の復旧は、関係業者を動員し、一刻も早く各家庭に対し、給水できるよう実施する。

## 第6 農林等

農地及び農林用施設が被害を受け、耕作の継続が不可能又は著しく困難となった場合、町長は、法令の定めるところにより、災害復旧費の国庫補助及び府補助を知事に申請し、速やかに復旧事業を行うものとする。

## 第7 その他の公共施設等

医療施設、社会福祉施設等については、被害状況を速やかに調査したうえで緊急度に応じ効果的に復旧を図るものとする。